

平成29年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年6月14日（水）午前9時開議

- 日程第 1 発議第 1号 青木秀夫議長の不信任決議について
日程第 2 陳情第 1号 「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関する陳情
日程第 3 議員派遣の件
日程第 4 閉会中の継続調査、審査について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
橋本宏海	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事	務	局	長
川	野	辺	晴	庶	務	議	事
小	林	桂	樹	行	政	安	全
				議	会	事	務
				局	書	記	兼
							長

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は開会を1時間私どもの都合で遅らせてしまいまして、傍聴者の皆さんには大変ご迷惑かけました。おわびいたします。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

総務文教福祉常任委員長より、委員会付託案件の審査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

ここで、審議の都合により議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

[議長、副議長と交代]

○今村好市副議長 再開いたします。

○発議第1号 青木秀夫議長の不信任決議について

○今村好市副議長 青木議長にかわり、議事を進めます。

日程第1、発議第1号 青木秀夫議長の不信任決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、青木秀夫議員の退場を求めます。

[12番 青木秀夫議員退場]

○今村好市副議長 次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

荒井議員。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 6番、荒井でございます。板倉町議会、青木秀夫議長の不信任決議案につきまして提案の理由を説明させていただきます。

読んで発表にかえさせていただきたいと思っておりますので、お手元の資料に目を通していただきたいと思います。

板倉町議会は、青木秀夫議長を信任しない。

以上、決議する。

平成29年6月14日、板倉町議会。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

地方自治法第103条②には議長及び副議長の任期は、議員の任期によると書かれております。また、同法の第108条におきまして正副議長は議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会

中においては、議長の許可を得て辞職することができる、とあります。副議長につきましては、既に5月19日付で辞職しています。6月6日本会議におきまして、新たな副議長を選任済みでございます。

議長の任期は4年であり、その間みずから辞職する以外は、辞めさせることはないということがあります。

今、議会の過去を振り返ってみますと、板倉町議会においては議長が2年ごとに交代することが慣例化されております。こうした慣例の背景には多くの議員に議長を経験させ、活躍の場を与えるという配慮が底流にあったからだと思えます。その意味で、この慣例は議員各位におかれましても常識となっていたものと思えます。

しかしながら、その慣例は今回突然に破られました。慣例が破られるということは、何か特殊な事情が働いたものと推察いたしますが、提出者である私、そして賛成者議員の間ではその理由が詳らかになっておりません。仮に青木議長が慣例に異議を唱え、見直しを考えているなら議員による全体協議会を開催し、協議・検討を図り、全議員の同意を得る必要があります。しかしながら、今回はそれさえも行われていません。いわば、青木議長の個人的見解により慣例が破られたといっても過言ではないと思えます。

板倉町議会の議会運営につきましては、板倉町議会基本条例に基づき実施していますが、申し合わせ事項や慣例、そういったものは基本条例を補完する性質のものであると同時に、議会運営を円滑に行うための自治体の実情に応じたものであると考えております。従って、現時点では青木議長は慣例を尊重し、議長を辞職すべきであると思えます。

議長は、議場の秩序を保ち議事を整理するという、非常に大きな権限を与えられた議会を代表する職務であることから、より高い倫理観、道徳観に基づく行動を自ら示しながら、中立・公正な立場で議会、そして議員をまとめていくことが求められております。しかしながら、個人的見解により慣例を破り、同僚議員に不信を抱かせるような行為を続ける青木議長の元では、議会そのものが機能していかないと考えられるため、ここに青木議長に対する議長不信任決議案を提出するものです。

以上です。

○今村好市副議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。質問をさせていただきます。

提出者は、慣例を尊重しないで、だから不信任案提出ということになったわけでございます。しかし、5月8日、臨時議会におきまして、辞表を出しませんでしたよね。辞表を出されていないということです。提出者は、当時副議長という役職に置かれてあったということです。ですから、今回の提案の中にもありますけれども、2年が慣例ということであるならば、なぜ辞職をしなかったのか。

5月19日、辞表を出したということです。みずからが慣例を破ったとは思わないのか。慣例であれば、5月8日に提出することがよろしいのではないかというふうに思うのですけれども、どうしてか伺いたい。

○今村好市副議長 荒井議員。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 お答えします。

5月8日臨時議会ですよね。そのときになぜ私が辞職しなかったかということなのですから、基本的

に例えば正副議長、普通段取りでいきますと、議長がやめて、それから副議長がやめるといふ、これ今までの一つの段取りがあります。手続があります。ただ、議長については会期中でないと言われたいという部分があります。ただ、私、副議長の段階では、要するに閉会中でも辞職できるということがありますので、そのときは辞職願を出さなかつたわけですけども、当然閉会中にできるわけですから、5月19日の議会運営委員会の前に辞職願を出したということです。

以上です。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 この議会開催中に提出ということではできるのですけれども、副議長の場合は閉会中でもできると、それはわかっています。しかしながら、提出者は2年が慣例、そしてまた慣例と言っていますよね。であれば、その前に提出する。そして、新たに3年目がスタートしたと、2年が終わったときに改めてのスタートラインにつくということだと思ふのです。一日でも日にちが過ぎれば、それは慣例を破ると言ってもよろしいと、そう思ふのです。自分が辞表を出して、副議長をやめたと。だから、相手もやめなさい、議長もやめなさいと批判する資格がない、そう思ふのですけれども、意見をどうぞ。

○今村好市副議長 荒井議員。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 今までの例えば臨時会議の進め方ですけども、大体ずっと見ていまして、議長から辞職願を出すというのが、まず頭から決めていくというのが一つの今までの慣例です。その後副議長という部分になるわけですけども、まずその頭の部分で議長が辞職願を出さないということで、それがずっと臨時会の日程が終わってしまったわけですけども、ただ私の場合は、その時点で例えば今延山さんが言ったとおり、確かに慣例を破ったといへばそれはある面言えるかもしれませんが。ただ、副議長については、閉会中にできるということがありますので、6月の本議会に備えて、例えばその時点で備えて、やはり閉会中に私が辞職したということですので、私は別にその手続上何ら問題ないと思ふのですけれども、以上です。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 提案者、おまえ、へ理屈言うのではないよ。一日でも遅れれば遅れるのだ。慣例破りなのだよ。

先ほどから慣例、慣例と言っておりますよね。慣例というのは、つくられるものなの。やはり国の定め、法律にのっとって、従って進めていくということだと思ふのです。法にはまらないものが条例であり、また慣例であり、慣習なのです。

あなたは、慣例と法律をどちらを優先するのですか。

○今村好市副議長 荒井議員。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 ちょっと逆に延山さんに質問したいですけども、要するに例えばこの議長の要するに辞職、正副議長の辞職については、地方自治法で4年間の任期ということで、一応明文化されています。ただ、地方自治法そのものは、地方公共団体が行政活動をする上での基本となる組織運営、そういったものの一つの原則だと私は思っています。それに従って各自治体で例えば議長の任期を1年とか、2年とかという申し合わせ事項、一つの慣例ですね、そういった部分でつくっているわけです。

例えばその慣例ですけれども、これというのは一つの全議員の、我々議員の一つの約束事、紳士協定ですよ。その中でやってきているわけですから、それを例えば一つの今の状況の中で慣例がおかしいと思えば、やはりそれは当然変える、変更する部分も出てきます。ただ、それを変更する場合は、やはりそれなりの全議員の討議とか、議論ですか、そういったものを踏まえて変えていくのが普通、私は順当だと思っているのですけれども、さっきの法律と慣例の関係ですが、言っていましたけれども、あくまで例えば地方分権の時代では、それぞれの自治体でやはり独自の法律にある程度則していますけれども、独自の見解でやっていく必要があるのかなと、今後思っております。

それによって、例えば正副議長の辞職の問題についても、今そのいろんな意味で全国的にいろんな課題があるわけですけれども、その辺を踏まえて我々は検討していくことが必要かなと思っております。

延山さんのその余り何ていうのでしょうかね、法律と慣例の関係ってよくどういう意味で言っているかわかりませんが、以上です。

○今村好市副議長 荒井議員、逆質問はできませんので。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 何か提出者の話を聞いていると、非常に曖昧だと、そんな気がするのです。私は、法律を優先する、また慣例を優先する。ただいまの答弁だと、その状況によって慣例を優先する。慣例というのは、法律の下にあるものである。それは今まで慣例だということにあるわけですけれども、慣例というのはあくまでも今までやった、だからこのようにやろうというだけのものであって、やはり国の上位法に従う、それが自治法ではないかと、そういうふうにとめるのです。

荒井議員、提出者は慣例ということの中で、議員必携を見ていますよね。議員必携は、議運、議会にある議運です。または議会運営上に非常に必要な本です。全てのことが議員必携には書かれている。議員が自分の役職を全うするために、しっかり読んでおかなければならない。そこには、議長は短期交代は議会全体の権限を下すものと。極力慎むべきとうたっていますよね。

ということは、先ほど1年交代、2年交代ということも言っているのですけれども、本来は4年継続することが望ましいのです。慣例ということで2年交代。あくまでも慣例は法の下にあり、従っていくのだということです。

この提出案の中に、またこういう文言もあります。多くの議員に議長を経験させることだと言っていますよね。能力または経験、関係ない誰にでも議長をたらい回しにするのだと、そういうふうにとめられますけれども。

○今村好市副議長 荒井議員。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 今の質問ですと、地方自治法と慣例の関係だと思うのですけれども、要するに地方自治法を優先するということですよ。ただ、その地方自治法、特に103条の関係ですけれども、これは今出ました議員必携があります。その本の中に、これを参考までにちょっと申し上げたいのですけれども、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策というのがあります。これは、町村議会の活性化研究会というところで提案、提起していることですが、3点ほどあります。

まず、これからの課題です、課題。1点目が法定どおり4年任期を全うするよう努力する。これは明文化

されたとおりです。

2点目が地方自治法第103条第2項につきましては、これを削除して、地方分権時代にふさわしい条例事項にするとあります。

3点目、正副議長の不信任議決による辞職の法定化というのが出てきます。要するに正副議長につきましては、例えば我々議員は議員として町民から選ばれるわけです。ただ、正副議長につきましては、議員同士の互選によって選ばれるわけです。したがって、そういった意味から考えれば、議会独自の実情に即した運営方法、これ一つの慣例化とか申し合わせ事項とかそういった部分が入ってくると思いますけれども、そういったものも取り入れていいのではないかということが書いてあります。

ですから、やはり単純に地方自治法を優先的にそれに全て縛られてやっていくというのが議会としてはいかなものか。そうした法律に則していない自治体というのは、例えば全国でも恐らく5割以上あると思うのです。そうすると、全てそういった自治体は法律違反になるわけです。ただ、そういかないわけです。ですから、そういった意味で、その議員必携の中でも一つの提案事項、これから今後の提案事項ということで私は書かれております。そういうふうに認識しております。

以上です。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 当然提出者として、その当たり前だということを答えると。それならここ数年は2年交代ということになってきたと、これが慣例だと。過去には4年、8年、長くやっていた議長さんもおられるということです。

その時期時期に即して対応していくということでの話であるわけですが、やはり議員必携にも書かれているように、その慣例を守るということよりも、まずはそれに従っていくべきというふうに思います。今回不信任が決議されたということであるわけですが、上位法よりも慣例を重視することは、法を無視した極めて横暴な危険な行動だと思っております。

ですから、国の法律を軽視するのではなくて、しっかりと青木議長に継続をしていただかなければならないというふうにも思っております。

以上、質問を終わります。

○今村好市副議長 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○今村好市副議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市副議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対の討論ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 先ほどに引き続きまして、今度は反対討論ということでございます。

反対の討論として、慣例を破ったから、不信任決議の提出と。動機が非常に曖昧と思うわけです。慣例が100%ではないということです。慣例は、仲間たちの了解事項と言ってよろしい。慣例は状況に即して変え

ていく必要もあるというふうにも思います。

慣例に従わないから不信任案の提出と、これは本来の議会の姿とは思えないのです。2年前になりますけれども、また先般の臨時議会におきまして議会構成を可決し、1カ月が経過するわけです。提出された議決書に、多くの議員に議長を経験させるために慣例に従いというようなこともうたってあるわけでございます。議長に不信任案ということは、非常に実に残念に思います。

また、今回板倉町にとってもこの不信任案、初めてのことだと思います。このたびの案件、町の庁舎をつくる、また執行部から提出された案件の承認、その事項とは違うのだということです。1人の議員、同僚議員の不適格議長ということで、烙印を押すわけです。

議事録にもしっかりと残ります。取り消すことはできないということです。議長不信任当事者にとっては、一生忘れられない出来事かもしれない。これは人を評価する重要な案件だということです。他人に感化されることなく、慎重に判断していただきたいと思います。

国の法律を軽視し、強引なやり方、納得できない考え方もあるということです。私は慣例を変えてでも、青木議長が続投すべきであると、本案に反対いたします。

以上です。

○今村好市副議長 次に、賛成の討論ありませんか。

針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 この発議に賛成する討論をさせていただきます。

私が議員に選ばれた年に青木議長の選出をさせていただいたわけですが、その直後から郡の議長会というところに議長は出席する、参加するわけですけれども、他町のほうからいろいろとうわさが、皆さんの意見に、これは個人的な意見ですけれども、なかなか賛同してもらえないとか、今までやってきた議長会の流れを個人的な意見で変えようとするとか、またあるいは各5町の中で郡の議長を歴任というか、順番で回していたわけですけれども、その順番も板倉町に回ったときにちょっと変わったようなお話を伺っております。

そういったことも含めて、あれっというような感じではいたのですけれども、今回臨時議会に当たりまして、議運が事前に開かれましてある程度の流れが決まっていて、段取りどおりに運ぶのかなと。事前に青木議長さんはもう監査役をお受けになりましたので、辞表を出されるのかなというふうな段取りを思っていたのですけれども、そうではなかったと。

先ほど発議者のほうから説明があったとおりに、そのまま時間が経過して臨時議会は終了してしまったということで、えっというような疑問点しか残らなかったのです。改めてやはり続けてやる意義があるのであれば、今までどおり一度辞表を出していただきまして、再度選任されて、あと2年間やられるのが本筋かなと私も思います。

個人的に皆さんの同意を得ずにいきなりルールを変えるというのは、逆にこれはひとつある意味暴力的なことではないのかなと思ひまして、議長として全員をまとめる器に、ちょっと資質に欠けるのではないかと思ひまして、同意いたします。

以上です。

○今村好市副議長 ほかに反対の討論者はおりませんか。

本間議員。

○3番 本間 清議員 本間です。反対の立場から申し上げます。

議員間の考えの相違は当然あると思いますが、2年前に議長選挙によって選出された青木議長を信頼できないことは、個人の好き嫌いと同じレベルで、議場で取り上げる理由にはならないと思います。提出された青木議長の不信任決議案についての中に、「議長は、議場の秩序を保ち議事を整理するという、非常に大きな権限を与えられ議会を代表する職務である」と書いてありますが、青木議長はこれまでの会期中の議会運営にはもちろん、年間を通じて各種の会合や行事に議長としての公務や職務を立派に遂行していると私は理解しており、何ら問題ありません。

人の職責を奪うというような軽々なことはよく考えて行わなければならないと思います。権利の上に眠れるものはこれを保護せずとの格言がありますが、世の中の人々はこの法で守られている権利を主張することは、つまり議長の任期は4年であることは何ら不信任に値するものでなく、町民不在の無用な議会の混乱を招く事態は取り上げるべきではないと思います。

以上です。

○今村好市副議長 ほかに賛成の討論ありませんか。

[発言する人なし]

○今村好市副議長 賛成の討論には、ちょっと待ってください。なければ許します。賛成討論ないですか。

[発言する人なし]

○今村好市副議長 なければ、反対の討論に移りますが。小林議員、反対の討論ですか。

○1番 小林武雄議員 1番、小林です。反対の立場から申し上げます。

今回の議長の不信任決議案の関係なのですが、5月8日の臨時議会におきまして何ら問題なく、発議のことも何もなく、スムーズに進みました。町民には、この板倉の議会広報でもう周知をしてしまいました。もし提案者の荒井議員がこれに不服するということでありましたらば、この議会広報が発行される前、要は5月8日が過ぎて1日か2日たった後に、議員皆さんにお集まりいただいて、こういう場を設けて、臨時にまた開いて、改めてこういう会議を持ちたいということでしたらまだいいのですが、町民にも全部議会構成が変わりましたということを周知した後、この発議を出すということに対しては、町民がかなりこの発議に対して不信を持つと思います。ということからすると、この発議提案に対しましては、異議を申すものであります。

以上です。

○今村好市副議長 ほかに討論ありませんか。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市副議長 討論を終結いたします。

次に、地方自治法第117条の規定により除斥となっている青木秀夫議員から、弁明したい旨申し出があります。

お諮りいたします。この申し出に同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市副議長 異議ありませんので、よって青木議員の弁明の申し出に同意することに決定いたしました。

青木議員の入場と弁明を許します。

[12番 青木秀夫議員入場]

○今村好市副議長 暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時26分)

再 開 (午前10時27分)

○今村好市副議長 再開いたします。

それでは、青木議員、弁明をお願いいたします。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 それでは、私への議長不信任に対して釈明、討論させていただきます。

せっかくの機会ですので、少々時間をいただきたいと思います。提案者の不信任の理由は、慣例を破った、尊重しなかったという1点にあるようですので、その1点に焦点を絞って釈明、反論したいと思います。

提案理由の冒頭に、地方自治法103条2項に「議長、副議長の任期は、議員の任期による」と指摘されております。私はそのとおり103条2項に従っているだけで、慣例を破ったという認識は持っておりません。

慣例、慣習は、法律の不備、不完全な場合に適用されるものであって、法律があれば、特にこの明文化された法律があれば、それに従うのが社会一般の常識となっているはずです。不信任提案者の法律を破ったら信任と、法律を守ったら不信任という論理は、一般社会では通用しないのではないのでしょうか。その矛盾をどのように説明できるのでしょうか。

それから、不信任提案者の議長の短期交代の慣例化、しかもそれを尊重すべきという指摘は、議員の教科書とも言われている議員必携には逆の記述が書かれているのです。その内容は、議長の短期交代は地方自治法103条の趣旨に反するので、厳に慎むべしとか、法定で4年とあるので、それを守るべきである等、随所にその記述が残っております。

議長の短期交代の慣例を守れということは、明らかに法律違反です。法律と慣例をはかりにかければ、法律が優先することは議論の余地のないはずです。議会は、法律、条例等によって運営されているわけです。網の目のようにめぐらされたいろんな法律、条例あるいは規則、そういったものによって議会は運営されているのです。議会組織のこの一員である不信任提案者の法律を破れば信任と、法律を守れば不信任という提案には、到底これ納得できません。受け入れることはできません。

法律によって与えられた任期は、私の判断で全うする所存です。この不信任提案には、大義名分が非常に薄弱だと思うのです。ですから、これを法的な効力のないですよ。にもかかわらず、これ言ってみれば、わかりやすく言えば嫌がらせとか、そういった意味での不信任の提案なわけです。

慣例、慣例といっても、これ町民不在、住民不在、この特定の組織内だけで通用する仲間内だけの約束事みたいなもので、例えば悪いですけれども、よく俗に言われている談合とか、ああいったものに非常に似ておるわけです。法律に反しているのです、余り表には出せない。さりとて仲間内だけでは有効に通用するというようなこの慣例になっておるわけです。

この地方自治法違反、そして違反者に、地方自治法にこの103条にある議長の任期について、法律を破れば信任、法律を守ると不信任。もう一回言いますよ。地方自治法に規定されている条文を破れば、法律を破

れば信任しますよと。法律を守ったら不信任だと。そこに新聞記者さんもいますけれども、よく聞いておいてください。法律を守ると不信任なのだよ。破れば信任だと。そういう矛盾をどのように説明されるのか、私も聞きたいくらいなのです。でも、何か私の質問には答弁、私のは意見ですので、聞けない、答弁してもらえないわけですが、そういうことで法律に与えられた任期を私は、私の独自の判断で全うする所存です。

議員各位の良識ある判断を受けたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で簡単ですが、私の釈明、反論の弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○今村好市副議長 以上で青木秀夫議員の弁明が終了いたしました。

青木秀夫議員の退場を求めます。

[12番 青木秀夫議員退場]

○今村好市副議長 これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[可否同数]

○今村好市副議長 今同数でありますので、この案件につきましては議長裁決になります。

議長としては、可決といたします。

次に、青木議員の入場を許可します。

[12番 青木秀夫議員入場]

○今村好市副議長 青木議員に申し上げます。

発議第1号は可決となりました。

ここで議長を交代するため、暫時休憩といたします。

休 憩 (午前10時48分)

再 開 (午前10時49分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

○陳情第1号 「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関する陳情

○青木秀夫議長 日程第2、陳情第1号 「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関する陳情についてを議題といたします。

本陳情については、総務文教福祉常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

荒井総務文教福祉常任委員長。

[荒井英世総務文教福祉常任委員長登壇]

○荒井英世総務文教福祉常任委員長 それでは、総務文教福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、陳情第1号 「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関す

る陳情の件であり、6月9日に審査を行いました。

審査に当たりましては、事前配付の陳情文書及び資料をもとに、陳情の趣旨及び内容を確認し、委員全員から意見を聴取しました。

委員の意見を要約しますと、原子力エネルギー問題につきましては、国を二分する重要な問題でありますので、熟慮の上、結論を出したいので、もうしばらく調査検討する必要があるとの意向であり、本委員会といたしましては、継続審査として進めるという結果になりました。

以上でございます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより陳情第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査となりました。

○議員派遣の件

○青木秀夫議長 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣は4件であります。会議規則第126条の規定により、それぞれの研修に議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、研修会4件について議員派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、派遣内容に変更があった場合は、議長一任に決定いたしました。

○閉会中の継続調査・審査について

○青木秀夫議長 日程第4、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査・審査申出書が提出さ

れております。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了しました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 おはようございますというか、こんにちはになってしまいました、時間帯的には。本日まで9日間の日程で議会を開催させていただきました。

農業委員会委員の任命におきましては、10名の候補者全員のご承認をいただき、まずはありがとうございました。9つのブロックから1人ずつ選出をしていただき、さらに中立委員1名を加えての10名の承認でありまして、いずれも経営に強い意欲を持った認定農家の皆さんが今回は中心になっておるようでありますので、今後の当町の農業展望とみずからの経営分析等を合わせながら、町農業発展のため指導者としてご尽力いただけるものと期待するところであります。

2日目の本間議員の一般質問につきましては、読書の必要性や成果は、ご指摘のように実証済みであります。読書率は、町内各学校は郡内と比較をしてデータも私自身も見ておるわけですが、低いほうではない、高いほうと、全体的にはでありまして、そういった実態が現在ございます。

さらに、読書率を上げる具体策を、単に図書館の建設方向を目指すというハードの議論だけでよろしいのでしょうか。そういう意味で、ソフト的に箱ができれば読書率が上がるという、いわゆるそういう議論だけでよろしいのでしょうか。ソフト的に教育委員会、学校、保護者、そして生徒そのものとどうしたらさらに自分自身のために読書に取り組むことができるかということを話し合い、まずは検討すべきであろうというふうにも思っております。

空き家の対応策については、昨日の上毛新聞にも、どこだったですか、甘楽町と安中市ですか、今日の毎日新聞にも見開きで出ておりました、世間の関心事ではあろうと思っております。昨日の上毛さんの新聞の記事の内容は、例を取り上げながら対応の難しさが非常に強調されておったような、私はそういうふうに取り上げておられます。いずれにしても、そういう報道が各紙、全てではありませんが、高齢化が確実に進む中、増加は廃屋あるいは特定空き家、いろいろ表現はありますが、進むことは間違いなく予想されるわけですが、自治体の置かれている特色の違いを踏まえて、慎重に検討を要する複雑な面も多く、多々考えられますので、慎重に検討に、条例の制定からお約束のとおり、答弁のとおり、条例の制定から検討に入りたいというふうに思っております。

少子高齢化は、そういう意味では確実にやっけてまいります。推計では、板倉町は65歳以上の高齢者数のピ

ークは8年後、平成37年。予測人口、これは予測人口ですからですが、ずれが当然起こってくると思いますし、1万4,260人に対し、65歳以上の高齢者は4,762人、33.4%と推計されております。75歳以上の高齢者数のピークは13年後、平成42年。予測総人口1万3,651人に対し、2,785人、20.4%と、同じく推計されております。

今のは数であります、今度は率で見ますと、65歳以上の高齢化率のピークは、同じく並行して町の人口も減少しているため、年々上昇し、2040年、平成52年、総人口の1万2,216人を推計されておるわけですが、それに対して4,429人、数では減るのですが、率では上がって36.3%がピークになるだろうと、率が。同じく75歳以上の高齢化率のピークは2035年、平成47年、総人口1万2,966人に対し、2,782人、21.5%に達する、そういった推計になっております。

加えて、経済成長の中心である生産年齢人口、15歳から65歳までの減少は、一般論で申し上げますと、労働力不足あるいは税収の減少などは単純に予測されるわけでありまして、それらを伴いながら社会の不活性化を招くおそれが現実視され、逆に年金、医療、介護、福祉等に関する社会保障費の拡大や単身高齢者あるいは高齢者世帯、それから認知症高齢者の増加等々により、労力的介護負担の不足も社会問題のピークになる予測であります。このことを踏まえて、今の時点でも限定的ながら、限定的というのは今の時点で考えられる、しかも予算を見ながらできる範囲内ということになるのでしょうかけれども、限定的ながら今の時点で財政を考えながら対応策を施行しているところであり、まずはその方向性の認識を町民皆さんと共有しなければなりません。議員各位も含め、右肩下がり的人口減少時代とはどういうことなのかをまず理解しなくては、この先の政策展開の基礎にはなりません。

ということでありまして、以上町長としてさきの、今回はお一人でございましたが、本間議員の質問に所見を述べたところであります。

今定例会、全議案原案どおりご承認いただき、5月8日に先ほどもお話が出ましたが、臨時議会の流れの中で異議の一つも出ずに、町だよりに報道されたような、町民に分布されたような結果で終わったということで、私どもも安心しておったわけでありまして、先ほどの話の中でも出ております副議長の辞任による今村議員の就任に、今後の期待を申し上げるわけでありまして、またただいまは議長の不信任案も一応可決されたということであります。それはそれとして強制力はないようでもありますので、今後の推移も見守りながら、合併問題も含め、ますます責任ある議会と執行部として私自身は頑張る所存でありますので、よろしく願い申し上げ、閉会のお世話になったことに対してのご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして平成29年第2回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 (午前11時03分)